

重要事項説明書（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）

当事業所が提供する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」といいます。）の内容に関し利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション「池ちゃん家」
主たる事業所の所在地	焼津市五ヶ堀之内 530-3
管理者	宮城恵美子
電話番号	054-620-5556
法人の種別及び名称	株式会社 フォーユー
代表者職	代表取締役
代表者氏名	殿岡 裕
介護保険事業所番号	
指定年月日	令和7年4月1日
通常の事業の実施地域	焼津市・藤枝市全般
第三者評価の実施の有無	無

2. 事業者の職員の概要

（令和7年4月1日現在）

職種	員数	勤務の体制			
管理者	1人（看護師兼務）	常勤 1人			
保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	3人	常勤	3人	非常勤	人
准看護師	1人	常勤	1人	非常勤	人
理学療法士	人	常勤	人	非常勤	人
作業療法士	人	常勤	人	非常勤	人

3. サービスの提供時間

営業日	月～金曜日 9時～17時
営業をしない日	土日曜、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日） *緊急時等はこの限りではない

4. 運営方針

- （1）ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援します。
- （2）訪問看護のサービス実施にあたり、従業者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療、福祉サービスとの密接な連携を図

り総合的な訪問看護のサービスの提供に努めます。

5. 利用料金

(1) 介護保険

	サービス内容	サービス時間	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護	訪問看護Ⅰ 1	20分未満	314	321円	641円	962円
	訪問看護Ⅰ 2	30分未満	471	481円	962円	1,443円
	訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満	823	841円	1,681円	2,521円
	訪問看護Ⅰ 4	1時間以上 1時間30分未満	1128	1152円	2,304円	3,455円
介護予防	訪問看護Ⅰ 1	20分未満	303	310円	619円	928円
	訪問看護Ⅰ 2	30分未満	451	461円	921円	1,382円
	訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満	794	811円	1,622円	2,432円
	訪問看護Ⅰ 4	1時間以上 1時間30分未満	1,090	1,113円	2,226円	3,339円

加算項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
(予防)緊急時訪問看護加算Ⅰ (月1回)	600	613円	1,226円	1,838円
(予防)特別管理加算Ⅰ (月1回)	500	511円	1,021円	1,532円
(予防)特別管理加算Ⅱ (月1回)	250	256円	511円	766円
(予防)初回加算Ⅰ (初回訪問時)	350	358円	715円	1,072円
(予防)初回加算Ⅱ (初回訪問時)	300	307円	613円	919円
(予防)退院時共同指導加算 (初回訪問時)	600	613円	1,226円	1,838円
ターミナルケア加算 (適応月)	2500	2,553円	5,105円	7,658円
看護体制強化加算Ⅱ (月1回)	200	205円	409円	613円

特別管理加算Ⅰ 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等

特別管理加算Ⅱ 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡・人工肛門・人工膀胱等の状態等

- 利用料金は、所定の単位に 10.21 円(地域区分 7 級地)を乗じて得た額です。利用者には、介護保険負担割合証に記載された割合を負担していただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。
- 利用料金に対して、早朝（午前 6 時～8 時）、夜間（午後 6 時～10 時）は 25%加算、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%加算となります。
- 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定します。
- 介護保険報酬改定があった場合、変更日より変更単位数に準じ料金に変更されます。

(2) 医療保険

		利用料金
訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日まで 週 4 日目以降	5,550 円/日（准看護師 5,050 円/日） 6,550 円/日（准看護師 6,050 円/日）
訪問看護基本療養費Ⅱ	【同一建物居住者】	
(1) 同一日に 2 人	週 3 日まで 週 4 日目以降	5,550 円/日（准看護師 5,050 円/日） 6,550 円/日（准看護師 6,050 円/日）
(2) 同一日に 3 人以上	週 3 日まで 週 4 日目以降	2,780 円/日（准看護師 2,530 円/日） 3,280 円/日（准看護師 3,030 円/日）
訪問看護基本療養費Ⅲ	【試験外泊時、入院中 1 回】	8,500 円/日
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回 1 日 3 回以上	4,500 円/日 8,000 円/日
緊急訪問看護加算	月 1 4 日まで 月 1 5 日目以降	2,650 円/日 2,000 円/日
長時間訪問看護加算	(週 1 回を限度)	5,200 円/日
複数名訪問看護加算		
イ 他の看護師等と行う場合(週 1 日を限度)		4,500 円/日
ロ 他の准看護師と行う場合(週 1 日を限度)		3,800 円/日
夜間・早朝訪問看護加算	(夜間 18 時から 22 時・早朝 6 時から 8 時)	2,100 円/日
深夜訪問看護加算	(深夜 22 時から 6 時)	4,200 円/日
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 合月の 2 日目以降の訪問の場合	7,670 円/日 3,000 円/日

24 時間対応体制加算 イ	(月 1 回を限度)	6,800 円/月
特別管理加算	(月 1 回を限度)	2,500 円/月
重症度等の高い場合	(月 1 回を限度)	5,000 円/月
退院時共同指導加算	(退院、退所につき 1 回を限度)	8,000 円/回
特別指導管理加算	(月 1 回を限度)	2,000 円/回
退院支援指導加算		6,000 円/回
	90 分以上の場合	8,400 円/回
在宅患者連携指導加算	(月 1 回を限度)	3,000 円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円/回
	(月 2 回を限度)	
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円/回
	(在宅でのターミナルケア)	
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000 円/回
	(特別養護老人ホーム等でのターミナルケア)	
訪問看護情報提供療養費	(月 1 回を限度)	1,500 円/回

○利用者が負担する料金は、社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合により、利用料金の 1 割から 3 割です。

(3) 実費負担料

休日加算 (土、日、祭日、営業日以外)		1,800 円/回
休日加算 (年末年始)		2,500 円/回
超過加算 (90 分を超えた場合)	営業時間内	1,200 円/30 分
	営業時間外	1,500 円/30 分
交通費	通常の実施地域	無料
	通常実施地域以外	30 円/km
キャンセル料		1,000 円
当事業所の看護師が訪問したが、ご利用者の都合でサービスが実施されなかった場合、医療保険では、キャンセル料の請求をさせていただきます。		
衛生材料費		実費
エンゼルケア		10,000 円

(4) 利用料金お支払について

毎月 15 日までに、前月 1 ヶ月間ご利用いただいたサービス利用料金の請求を致しますので毎月 27 日までにお支払ください。支払方法は口座振替となります。

口座振替が利用可能な金融機関は下記の通りになります。国内すべての、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、信用組合（一部除く）、シティバンク、ネット銀行（一部除く）

(5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービス提供を償還払いとする旨の記載）がある場合は、費用の全額をお支払い頂きます。

この場合、サービス提供証明書を発行します。この証明書を保険者の窓口に提出することにより差額の払い戻しを受けることができます。

6. サービス利用方法

(1) 利用開始

①利用者が居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（ケアマネージャー）にご相談ください。

②当事業所にまずは電話でお申込みください。その後、訪問看護・介護予防訪問看護の内容等についてご説明します。この説明書により利用者からの同意を得た後、事業所の看護師等が訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービス終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに文書で申し出てください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の 30 日前までに、文書により通知します。

③次の場合、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が介護保険施設等に入所・入院した場合
- ・利用者の要介護（要支援）度が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなったとき

④その他

当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

また、利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき、利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、文書で利用者へ通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7. サービスの内容

当事業所が利用者様に提供するサービスは以下のとおりです。

内容	<input type="checkbox"/> 病状チェック <input type="checkbox"/> 全身状態の観察 <input type="checkbox"/> カテーテル交換及び管理 <input type="checkbox"/> リハビリ（身体機能向上、維持、嚥下、呼吸等） <input type="checkbox"/> 褥瘡の予防、処置 <input type="checkbox"/> 入浴、清拭、洗髪などの清潔保持の援助 <input type="checkbox"/> 介護指導 <input type="checkbox"/> 点滴の管理 <input type="checkbox"/> 吸引、人口呼吸器、腹膜かん流等の管理の援助 <input type="checkbox"/> その他
ご利用日	

○サービス提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について利用者に分かりやすいように説明します。

○訪問看護を行うにあたっては、主治医の文書による指示（訪問看護指示書）に従います。

8. 利用者様を担当する従業者

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9. 緊急時の対応方法

訪問看護のサービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、速やかに主治医等に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名			
	主治医氏名			
	診療科目		診察券番号等	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名	（続柄： ）		
	連絡先			

10. 苦情処理

利用者は当事業所の訪問看護のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は当事業所に苦情を申し立てたことにより何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口	担当	代表取締役・管理者
	連絡先	054-620-5556

その他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

焼津市	担当窓口	介護保険課
	電話番号	054-626-1159
藤枝市	担当窓口	地域包括ケア推進課
	電話番号	054-643-3225
静岡県国民健康保険 団体連合会	担当窓口	介護保険課 苦情専用窓口
	電話番号	054-253-5590

11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1. 有	直近の実施日	
		第三者評価機関名称	
		評価結果の開示状況	
	②. 無		

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者
-------------	-----

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

13. 衛生管理について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 4. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

(事業者)

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たり、重要事項説明書の内容を利用者様に説明しました。

(利用者)

上記内容の説明を確かに事業者から受け同意しました。

(代理人)

上記内容の説明を確かに事業者から受け同意しました。

重要事項説明書の同意書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所

電話番号

氏名 ⑩

代理人 住所

電話番号

氏名 ⑩
(本人との続柄・)

事業者 所在地 静岡県静岡市葵区上伝馬 32-9
名称 株式会社 フォーユー
代表取締役 殿岡 裕 ⑩

事業所 所在地 静岡県焼津市五ヶ堀之内 530 番地の 3
名 所 訪問看護ステーション「池ちゃん家」
説明者 宮城 恵美子 ⑩